

新制度施行に伴う利用者負担の考え方

H27.1.29

1 国における利用者負担の考え方

- (1) 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である本市が定めることとなる。
- (2) 所得に応じた負担を求めるため、所得階層による区分を設定し、その区分は市町村民税額を基に行う。（保育認定を受ける子どもの利用者負担の階層区分については、**所得税額から市町村民税への変更**となる。）
- (3) 国が示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定されたものである。
 - ア 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在負担している利用料で設定されている。（平均保育料から就園奨励費補助金を控除したもの。）
 - イ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定されている。（現行の徴収金基準額表のとおり。）
- (4) 保育短時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本に、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定する。
- (5) 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

(1) 教育標準時間認定（1号認定）の子どもの利用者負担の国のイメージ

階層区分	推定年収	利用者負担
① 生活保護世帯	—	0円
② 市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④ 市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤ 市民税所得割課税額 211,200円以上	680万円～	25,700円

(2) 保育認定3歳以上（2号認定）の子どもの利用者負担の国のイメージ

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0円	0円
② 市民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③ 所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④ 所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤ 所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥ 所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦ 所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧ 所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

(3) 保育認定3歳未満（3号認定）の子どもの利用者負担の国のイメージ

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯		0円
② 市民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③ 所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,500円
④ 所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤ 所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥ 所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦ 所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧ 所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

2 新制度における本市の利用者負担の基本的考え方

(1) 利用者負担は応能負担とします。

1号認定子どもの利用者負担は、新たな料金体系を設定することとされており、利用者負担の国基準（案）が現行の利用者負担と就園奨励費補助金を考慮し設定していることから、本市においても、利用者負担の国基準（案）を踏まえて、応能負担の保育料を設定します。（公立の1号認定こどもの利用者負担は除く）

また、**2号・3号認定子どもの利用者負担**は、保育標準時間について現行の徴収金基準額が示されており、現行の水準を基本に設定します。

(2) 階層区分の税額を市民税額とします。

利用者負担の国基準（案）は、市民税額に基づいた体系であることから、本市においても階層区分の税額を市民税額といたします。

(3) 保育標準時間・短時間の区分の料金を設定します。

利用者負担の国基準（案）は、保育の利用時間に応じて、料金表を設定しています。

保育短時間の利用者は、保育標準時間の利用者と比べて、低い料金設定とすることは、合理的であると考えられることから、本市においても保育標準時間・保育短時間の区分の料金を設定します。

(4) 施設、事業を問わず、認定区分ごとの同一の料金表を適用します。

国が定める水準は、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされていることから、本市においても国の考え方を踏まえ、同一の料金表を適用します。